

改 定	現 行	備 考
機械・電気設備工事標準仕様書 平成 30 年 4 月 （令和 2 年 4 月一部改定） （令和 5 年 4 月一部改定）  東京都水道局	機械・電気設備工事標準仕様書 平成 30 年 4 月 （令和 2 年 4 月一部改定）  東京都水道局	

改 定	現 行	備 考
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則	

改 定	現 行	備 考
第1章 総 則 第1節 一般事項 1. 1. 1 から 1. 1. 7 まで （現行のとおり） 1. 1. 8 諸法令の遵守 （1）受注者等は、工事の施行に当たり、適用を受ける法律、政令、省令（府令）、告示、条例、規則等（以下「関係法令」という。）を遵守し、工事の円滑な進行を図る。 また、その運用及び適用は、受注者等の責任において行う。 なお、主な関係法令を参考として章末に例示する。 （2）当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが前項の関係法令に照らし不相当であること又は矛盾していることが判明した場合、受注者等は、直ちに監督員に報告する。 （3）受注者等は、個人情報の保護に当たり、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）を遵守すること。 当局が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は全て当局の個人情報であり、当局に許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。 （4）受注者等は、電子情報の取扱いに関して、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準と同様の水準でのサイバーセキュリティを確保すること。 なお、受注者等がサイバーセキュリティを確保することができないことにより当局が被害を被った場合には、当局は受注者等に損害賠償を請求することができる。当局が請求する損害賠償額は、当局が実際に被った損害額とする。 1. 1. 9 から 1. 1. 26 まで （現行のとおり） 第2節 工事関係図書等 （現行のとおり） 第3節 工事現場管理 （現行のとおり）	第1章 総 則 第1節 一般事項 1. 1. 1 から 1. 1. 7 まで （略） 1. 1. 8 諸法令の遵守 （1）受注者等は、工事の施行に当たり、適用を受ける法律、政令、省令（府令）、告示、条例、規則等（以下「関係法令」という。）を遵守し、工事の円滑な進行を図る。 また、その運用及び適用は、受注者等の責任において行う。 なお、主な関係法令を参考として章末に例示する。 （2）当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが前項の関係法令に照らし不相当であること又は矛盾していることが判明した場合、受注者等は、直ちに監督員に報告する。 （3）受注者等は、個人情報の保護に当たり、「東京都個人情報の保護に関する条例」（平成2年12月21日条例第113号）を遵守すること。 当局が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は全て当局の個人情報であり、当局に許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。 （4）受注者等は、電子情報の取扱いに関して、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準と同様の水準でのサイバーセキュリティを確保すること。 なお、受注者等がサイバーセキュリティを確保することができないことにより当局が被害を被った場合には、当局は受注者等に損害賠償を請求することができる。当局が請求する損害賠償額は、当局が実際に被った損害額とする。 1. 1. 9 から 1. 1. 26 まで （略） 第2節 工事関係図書等 （略） 第3節 工事現場管理 （略）	都条例廃止に伴う、文言の変更

改 定	現 行	備 考
第4節 安全管理 1. 4. 1 から 1. 4. 6 まで （現行のとおり） 1. 4. 7 石綿（アスベスト）に係る注意事項 （1）建築物又は工作物の解体、改造、補修作業を行う場合、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づき、次の事前調査及び結果の報告を行う。 ア 吹付け石綿及び石綿を含む建設材料（以下「石綿含有建材」という。）の使用状況（材料の種類並びに使用の箇所及び規模をいう。以下同じ。）を既存の設計図書、石綿含有建材の調査報告書等の書面調査及び現地での目視調査によって確認し、記録する。ただし、平成18年9月1日以降に建設された建築物等は、この限りではない。 イ アの調査において、材料の石綿含有が判明しない場合は、設計図書で定めのある場合を除き、監督員との協議による。 ウ 事前調査結果を取りまとめ、報告書を監督員に提出し、説明を行うとともに、その写しを工事の現場に備え置く。また、関係法令等に基づき、官公署へ報告を行う。 エ 石綿含有建材の有無に係らず、事前調査結果を、公衆の見やすい場所に掲示する。 （2）事前調査の結果、石綿含有建材を発見した場合は、直ちに監督員に報告し、対応を協議する。 ただし、特記で処理方法を明示しているものについては、この限りではない。 なお、施工中に発見した場合についても同様とする。 （3）石綿含有建材が使用されている建築物又は工作物の解体、改造、補修作業をし、又は石綿含有建材の除去その他の作業処理を行う場合は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、石綿障害予防規則、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例215号）等に従い、作業員、当局職員、第三者等の健康に危害を与えることのないように適切に施工する。詳細は、特記による。 （4）石綿含有建材が使用されている建築物又は工作物の解体、改造、補修作業を行う場合、「建築物等の解体等の作業に当たっての石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示について（平成17年8月2日付厚生労働省労働基準局安全衛生部長通知）」に基づいた掲示板（日本産業規格A3判以上の大きさとする。）を工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示すると	第4節 安全管理 1. 4. 1 から 1. 4. 6 まで （略） 1. 4. 7 石綿（アスベスト）に係る注意事項 （1）既設の建築物、工作物等の解体、破砕等を行う場合は、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令21号）に従い、事前に石綿等（労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第6条第23号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）の使用の有無を目視、資料等により確認し、その結果を記録する。 （2）施工に先立って、工事現場の周囲に吹き付けられた石綿等及び石綿等を使用した保温材、耐火被覆材等で飛散性のある物の使用の有無を目視等により確認する。 （3）前2項の確認の結果、石綿等又はその疑いのある物を発見した場合は、直ちに監督員に報告し、対応を協議する。 また、施工中に発見した場合についても同様とする。ただし、特記で処理方法を明示しているものについては、この限りではない。 （4）石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体、破砕等の作業をし、又は石綿等の除去その他の作業処理を行う場合は、石綿障害予防規則、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例215号）等に従い、作業員、当局職員、第三者等の健康に危害を与えることのないように適切に施工する。詳細は、特記による。 （5）既設の建築物、工作物等の解体、破砕等を行う場合で監督員の指示があったものについては、石綿等の使用の有無にかかわらず、「建築物等の解体等の作業に当たっての石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示について（平成17年8月2日付厚生労働省労働基準局安全衛生部長通知）」及び「大気環境中へ石綿（アスベスト）飛散防止対策の徹底と実施内容の掲示について（平成17年8月9日付環境省環境管理局长通	事前調査に関する内容の追加、変更 項番、文言の変更 項番、文言の変更 項番、掲示物に関する内容の変更

改 定	現 行	備 考
ともに、その写しを監督員に提出する。 第5節 環境対策 （現行のとおり） 第6節 機器及び材料等 （現行のとおり） 第7節 施工 1. 7. 1 から 1. 7. 6 まで （現行のとおり） 1. 7. 7 制御系システム工事におけるサイバーセキュリティ 1. 7. 7. 1 から 1. 7. 7. 5 まで （現行のとおり） 1. 7. 7. 6 セキュリティ管理 （1） （現行のとおり） （2） ア から ク まで （現行のとおり） ケ その他、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）に従って、制御系システム工事施行に係る個人情報を適切に扱う。 1. 7. 7. 7 から 1. 7. 7. 10 まで （現行のとおり） 第8節 試験及び試運転等 （現行のとおり） 第9節 工事検査 1. 9. 1 一般事項 （1） （現行のとおり） （2）工事検査は、当局が別に定める「工事関係検査基準」による。 なお、工事関係検査基準は、当局のホームページ（http://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/jigyosha/koji/koji_kensa.html）で閲覧することができる。	知)」に基づいた掲示板（原則として600mm×900mm以上の大きさとする。）を工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督員に提出する。 第5節 環境対策 （略） 第6節 機器及び材料等 （略） 第7節 施工 1. 7. 1 から 1. 7. 6 まで （略） 1. 7. 7 制御系システム工事におけるサイバーセキュリティ 1. 7. 7. 1 から 1. 7. 7. 5 まで （略） 1. 7. 7. 6 セキュリティ管理 （1） （略） （2） ア から ク まで （略） ケ その他、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）に従って、制御系システム工事施行に係る個人情報を適切に扱う。 1. 7. 7. 7 から 1. 7. 7. 10 まで （略） 第8節 試験及び試運転等 （略） 第9節 工事検査 1. 9. 1 一般事項 （1） （略） （2）工事検査は、当局が別に定める「工事関係検査基準」による。 なお、工事関係検査基準は、当局のホームページ（http://www.waterworks.metro.tokyo.jp/jigyosha/koji/koji_kensa.html）で閲覧することができる。	都条例廃止に伴う、文言の変更 当局ホームページのURLを修正

改 定	現 行	備 考
（3） から （6） まで （現行のとおり） 1. 9. 2 から 1. 9. 6 まで （現行のとおり） 第10節 工事の完了 （現行のとおり） （ 章 末 資 料 ） （現行のとおり）	（3） から （6） まで （略） 1. 9. 2 から 1. 9. 6 まで （略） 第10節 工事の完了 （略） （ 章 末 資 料 ） （略）	

改 定	現 行	備 考
第3章 機械設備工事	第3章 機械設備工事	

改 定	現 行	備 考
第3章 機 械 設 備 工 事 第1節 共通事項（現行のとおり） 第2節 ポンプ 3. 2. 1 から 3. 2. 4 まで（現行のとおり） 3. 2. 5 小形渦巻ポンプ （1） から （2） まで（現行のとおり） （3）主要部材質 ア 各部に使用する材質は、第1節共通事項の「表 3.1 厚生労働省令による鉛に関する浸出性能基準」を満たし、品質及び性能が次に示すものと同等とする。 （ア）ケーシング JIS G5501 FC200 （イ）羽根車 JIS H5120 CAC406、JIS G4303 SUS304、JIS G4305 SUS304、JIS G5121 SCS13 （ウ）主軸 JIS G4303 SUS304、SUS403、JIS G4051 S30C イ 特記でステンレス製ポンプとし、その主要部材質を定めない場合は、次のとおりとする。 （ア）ケーシング JIS G5121 SCS13 又は同等品 （イ）羽根車 JIS G5121 SCS13 又は同等品 （ウ）主軸 JIS G4303 SUS304、SUS403 又は同等品 （4） から （5） まで（現行のとおり） 3. 2. 6（現行のとおり）	第3章 機 械 設 備 工 事 第1節 共通事項（略） 第2節 ポンプ 3. 2. 1 から 3. 2. 4 まで（略） 3. 2. 5 小形渦巻ポンプ （1） から （2） まで（略） （3）主要部材質 ア 各部に使用する材質は、第1節共通事項の「表 3.1 厚生労働省令による鉛に関する浸出性能基準」を満たし、品質及び性能が次に示すものと同等とする。 （ア）ケーシング JIS G5501 FC200 （イ）羽根車 JIS H5120 CAC406、JIS G4303 SUS304、JIS G4305 SUS304、JIS H5121 SCS13 （ウ）主軸 JIS G4303 SUS304、SUS403、JIS G4051 S30C イ 特記でステンレス製ポンプとし、その主要部材質を定めない場合は、次のとおりとする。 （ア）ケーシング JIS G5121 SCS13 又は同等品 （イ）羽根車 JIS G5121 SCS13 又は同等品 （ウ）主軸 JIS G4303 SUS304、SUS403 又は同等品 （4） から （5） まで（略） 3. 2. 6（略）	材質の記載を修正

改 定	現 行	備 考
3. 2. 7 電動機一体小形遠心ポンプ (1) (現行のとおり) (2) 主要部材質 ア 各部に使用する材質は、第1節共通事項の「表 3.1 厚生労働省令による鉛に関する浸出性能基準」を満たし、品質及び性能が次に示すものと同等とする。 (ア) ケーシング JIS G5501 FC200 (イ) 羽根車 JIS H5120 CAC406、 JIS G4303 又は G4305 SUS304、 JIS G5121 SCS13 (ウ) 主軸 JIS G4303 SUS304、SUS403、JIS G4051 S30C イ 特記でステンレス製のポンプとし、その主要部材質を定めない場合は、次による。 (ア) ケーシング JIS G4305 SUS304、JIS G5121 SCS13 又は同等品 (イ) 羽根車 JIS G4303 若しくは G4305 SUS304、 JIS G5121 SCS13 又は同等品 (ウ) 主軸 JIS G4303 SUS304、SUS403 又は同等品 (3) から (5) まで (現行のとおり) 3. 2. 8 から 3. 2. 9 まで (現行のとおり) 第3節 薬品注入設備 (現行のとおり) 第4節 排水処理設備 (現行のとおり) 3. 4. 1 から 3. 4. 2 まで (現行のとおり) 3. 4. 3 排泥ポンプ、引抜ポンプ、送泥ポンプ、給泥ポンプ (1) (現行のとおり) (2) 主要部材質 ア ケーシング 高クロム鋳鉄 又は同等品 イ 羽根車 高クロム鋳鉄 又は同等品 ウ 主軸 JIS G4303 SUS304、SUS403 又は同等品 (3) から (4) まで (現行のとおり)	3. 2. 7 電動機一体小形遠心ポンプ (1) (略) (2) 主要部材質 ア 各部に使用する材質は、第1節共通事項の「表 3.1 厚生労働省令による鉛に関する浸出性能基準」を満たし、品質及び性能が次に示すものと同等とする。 (ア) ケーシング JIS G5501 FC200 (イ) 羽根車 JIS G5120 CAC406、 JIS G4303 又は G4305 SUS304、 JIS G5121 SCS13 (ウ) 主軸 JIS G4303 SUS304、SUS403、JIS G4051 S30C イ 特記でステンレス製のポンプとし、その主要部材質を定めない場合は、次による。 (ア) ケーシング JIS G4305 SUS304、JIS G5121 SCS13 又は同等品 (イ) 羽根車 JIS G4303 若しくは G4305 SUS304、 JIS G5121 SCS13 又は同等品 (ウ) 主軸 JIS G4303 SUS304、SUS403 又は同等品 (3) から (5) まで (略) 3. 2. 8 から 3. 2. 9 まで (略) 第3節 薬品注入設備 (略) 第4節 排水処理設備 (略) 3. 4. 1 から 3. 4. 2 まで (略) 3. 4. 3 排泥ポンプ、引抜ポンプ、送泥ポンプ、給泥ポンプ (1) (略) (2) 主要部材質 ア ケーシング 高クロム鋳鉄 又は同等品 イ 羽根車 高クロム鋳鉄 又は同等品 ウ 主軸 JIS4303 SUS304、SUS403 又は同等品 (3) から (4) まで (略)	材質の記載を修正 材質の記載を修正

改 定	現 行	備 考
3. 4. 4 圧力水ポンプ、ろ布洗浄ポンプ (1) 適用規格 JIS B8319 「小型多段遠心ポンプ」 (2) 主要部材質 ア ケーシング JIS G5501 FC200 イ 羽根車 JIS H5120 CAC406、JIS G4303 SUS304、JIS G5121 SCS13 ウ 主軸 JIS G4303 SUS304、SUS403、JIS G4051 S30C (3) から (4) まで (現行のとおり) 3. 4. 5 (現行のとおり) 第5節 計装用空気源設備 (現行のとおり) 第6節 配管・弁類 3. 6. 1 から 3. 6. 2 まで (現行のとおり) 3. 6. 3 弁類 3. 6. 3. 1 から 3. 6. 3. 3 まで (現行のとおり) 3. 6. 3. 4 小口径弁類 (1) 小口径配管に用いる主要な弁類の仕様は、次のとおりである。 ア JIS B2011 「青銅弁」 イ JIS B2031 「ねずみ鋳鉄弁」 ウ JIS B2051 「可鍛鋳鉄弁及びダクタイル鋳鉄弁」 エ JIS B2061 「給水栓」 オ JIS B2071 「鋼製弁」 カ JV8-1 「一般配管用ステンレス鋼弁」 キ JV9 「工業用偏心形バタフライ弁」 (2) から (5) まで (現行のとおり) 3. 6. 4 から 3. 6. 5 まで (現行のとおり)	3. 4. 4 圧力水ポンプ、ろ布洗浄ポンプ (1) 適用規格 JIS 8319 「小型多段遠心ポンプ」 (2) 主要部材質 ア ケーシング JIS G5501 FC200 イ 羽根車 JIS H5120 CAC406、JIS G4303 SUS304、JIS H5121 SCS13 ウ 主軸 JIS4303 SUS304、SUS403、JIS G4051 S30C (3) から (4) まで (略) 3. 4. 5 (略) 第5節 計装用空気源設備 (略) 第6節 配管・弁類 3. 6. 1 から 3. 6. 2 まで (略) 3. 6. 3 弁類 3. 6. 3. 1 から 3. 6. 3. 3 まで (略) 3. 6. 3. 4 小口径弁類 (1) 小口径配管に用いる主要な弁類の仕様は、次のとおりである。 ア JIS B2011 「青銅弁」 イ JIS B2031 「ねずみ鋳鉄弁」 ウ JIS B2051 「可鍛鋳鉄弁及びダクタイル鋳鉄弁」 エ JIS B2061 「給水栓」 オ JIS B2071 「鋼製弁」 カ JV4-2 「鋳鉄弁 — 可鍛鋳鉄及び球状黒鉛鋳鉄小型弁」 キ JV4-3 「鋳鉄弁 — 可鍛鋳鉄及び球状黒鉛鋳鉄弁」 ク JV4-4 「鋳鉄弁 — マレアブル鉄及びダクタイル鉄小型弁」 ケ JV4-5 「鋳鉄弁 — マレアブル鉄及びダクタイル鉄弁」 コ JV8-1 「一般配管用ステンレス鋼弁」 サ JV9 「工業用偏心形バタフライ弁」 (2) から (5) まで (略) 3. 6. 4 から 3. 6. 5 まで (略)	規格の記載を修正 材質の記載を修正 材質の記載を修正 JIS B2051 への移行に伴う文言の削除 項番号の修正 項番号の修正

改 定	現 行	備 考
第7節 その他 （現行のとおり）	第7節 その他 （略）	

改 定	現 行	備 考
第 4 章 電気設備工事	第 4 章 電気設備工事	

改 定	現 行	備 考
第4章 電気設備工事 第1節 共通事項（現行のとおり） 第2節 配電盤（現行のとおり） 第3節 変圧器（現行のとおり） 第4節 特殊電源設備（現行のとおり） 第5節 非常用発電設備（現行のとおり） 第6節 監視制御設備（現行のとおり） 第7節 電動機設備 4. 7. 1 適用規格 次に示す電動機の主な規格から該当する規格を選定して、それに準拠する。 （1）一般規格 ア JIS C4034-1「回転電気機械－第1部：定格及び特性」 イ JIS C4034-2-1「回転電気機械－第2-1部：単一速度三相かご形誘導電動機の損失及び効率の算定方法」 ウ JIS C4034-5「回転電気機械－第5部：外被構造による保護方式の分類」 エ JIS C4034-6「回転電気機械－第6部：冷却方式による分類」 オ JIS C4034-30「回転電気機械－第30部：単一速度三相かご形誘導電動機の効率クラス（IEコード）」 カ JIS C4203「一般用単相誘導電動機」 キ JIS C4210「一般用低圧三相かご形誘導電動機」 ク JIS C4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」 ケ JIS C4213「低圧三相かご形誘導電動機－低圧トップランナーモータ」 コ JEM1188「電動機定格出力の標準」 サ JEM1224「三相かご形誘導電動機の負荷モーメントJの許容値」 シ JEC2100「回転電気機械一般」 ス JEC2110「誘動機」 （2）から（5）まで（現行のとおり）	第4章 電気設備工事 第1節 共通事項（略） 第2節 配電盤（略） 第3節 変圧器（略） 第4節 特殊電源設備（略） 第5節 非常用発電設備（略） 第6節 監視制御設備（略） 第7節 電動機設備 4. 7. 1 適用規格 次に示す電動機の主な規格から該当する規格を選定して、それに準拠する。 （1）一般規格 ア JIS C4034-1「回転電気機械－第1部：定格及び特性」 イ JIS C4034-2-1「回転電気機械－第2-1部：単一速度三相かご形誘導電動機の損失及び効率の算定方法」 ウ JIS C4034-5「回転電気機械－第5部：外被構造による保護方式の分類」 エ JIS C4034-6「回転電気機械－第6部：冷却方式による分類」 オ JIS C4034-30「回転電気機械－第30部：単一速度三相かご形誘導電動機の効率クラス（IEコード）」 カ JIS C4203「一般用単相誘導電動機」 キ JIS C4210「一般用低圧三相かご形誘導電動機」 ク JIS C4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」 ケ JIS C4213「低圧三相かご形誘導電動機－低圧トップランナーモータ」 コ JEM1188「電動機定格出力の標準」 サ JEM1224「三相かご形誘導電動機の負荷モーメントJの許容値」 シ JEC2100「回転電気機械一般」 ス JEC2137「誘動機」 （2）から（5）まで（略）	JEC2110 への移行に伴う修正

[illegible]

改 定	現 行	備 考
4. 8. 6 超音波式レベル計 超音波レベル計は主に液体のレベル（液位）測定に使用され、レベルを出力信号に変換する機能を持つ計測用機器である。 （１）機器構成 送受波器（センサ）、変換器、取付器具、専用ケーブル（センサと変換器間）等 （２）測定精度 $\pm 1.0\%$（FS）以内（静水面） （３）保護等級 センサ及び変換器の保護等級は、「4.8.1 共通事項(5)保護等級」による。 4. 8. 7 から 4. 8. 18 まで （現行のとおり） 第9節 立坑設備 （現行のとおり） 第10節 配水本管テレメータ設備 （現行のとおり） 第11節 自動水質計器設備 （現行のとおり） 第12節 配線 （現行のとおり） 第13節 接地工事 （現行のとおり）	4. 8. 6 超音波式レベル計 超音波レベル計^とは、JIS B0155「工業プロセス計測制御用語及び定義」による。 主に液体のレベル（液位）測定に使用され、レベルを出力信号に変換する機能を持つ計測用機器である。 （１）機器構成 送受波器（センサ）、変換器、取付器具、専用ケーブル（センサと変換器間）等 （２）測定精度 $\pm 1.0\%$（FS）以内（静水面） （３）保護等級 センサ及び変換器の保護等級は、「4.8.1 共通事項(5)保護等級」による。 4. 8. 7 から 4. 8. 18 まで （略） 第9節 立坑設備 （略） 第10節 配水本管テレメータ設備 （略） 第11節 自動水質計器設備 （略） 第12節 配線 （略） 第13節 接地工事 （略）	規格廃止に伴う文言の変更。